

訴訟事件の判決について

1 事件名

否認権行使請求事件（東京地方裁判所 平成30年（ワ）第13179号）

2 当事者

原告 破産者中野区民破産管財人

被告 中野区

3 訴訟の経過

平成30年（2018年）4月25日 東京地方裁判所に訴えの提起

5月 7日 訴状送達

11月12日 東京地方裁判所で棄却判決の言渡し

4 事案の概要

本件は、中野区長が平成22年9月1日から平成26年8月31日までを対象期間として、破産者から生活保護法第78条第1項に基づき徴収した徴収金（以下「本件徴収金」という。）について、同破産者の破産管財人である原告が、本件徴収金のうち平成22年9月1日から平成26年6月30日までに支払われた保護費に係る徴収金については、平成26年に改正された生活保護法（平成26年7月1日施行）の施行日より前に支払われた保護費に係る徴収金であり、法改正後の生活保護法第78条第4項の規定は適用されないと主張し、被告である中野区に対し、破産法第162条第1項第1号イの否認権行使による原状回復義務に基づき、90万7,111円及び遅延損害金の支払を求めたものである。また、予備的に中野区が本件徴収金の徴収について生活保護法第78条の2に基づく適切な説明を怠り、重大かつ明白な違法があることから無効原因又は取消原因があると主張し、不当利得に基づき90万7,111円及び遅延損害金の支払を求めたものである。

5 請求の内容

(1) 被告は、原告に対し、90万7,111円及びうち84万円に対する平成30年4月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

6 判決

(1) 主文

ア 原告の請求をいずれも棄却する。

イ 訴訟費用は原告の負担とする。

(2) 判決理由の要旨

ア 被告が、破産者の申出に基づき、破産者に毎月支給する保護費から控除する方法により行った本件徴収金の徴収は、破産者の同意を得てした被告による相殺とみるべきであり、破産者による行為と同視すべきものとはいえないことから、否認権行使の対象とはなり得ない。

一方、破産者が被告から交付された納付書により本件徴収金の一部を納付した行為は、破産者の被告に対する本件徴収金債務の弁済に当たることから、債務の消滅に関する行為と認められ、否認権行使の対象となり得るが、当該納付行為は、破産手続開始の申立ての日から1年以上前にした行為であるから、破産法第166条の規定により、支払停止を理由として否認権を行使することができない。

また、破産者が既に支払不能となっていたことについて被告が知っていたとはいえず、その他被告が支払不能について悪意であったと認めるに足りる事情はないから、原告の否認権行使は理由がない。

イ 本件徴収金の徴収は、生活保護法第78条の2第1項の要件を満たしており、無効原因及び取消原因があるとはいえない。また、本件徴収金決定自体についても無効原因があるとはいえないし、本件徴収金決定も未だ取り消されていないことから、本件徴収金について法律上の原因がないとはいえず、不当利得に当たらない。

したがって、原告の予備的請求は理由がない。